

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年 6月20日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 上級採用試験

ア 上級Ⅰ 学校教育法による大学卒業程度の学力を有する者を対象とする。

イ 上級Ⅱ 次のいずれかに該当する者を対象とする。

(ア) 学校教育法による大学院の修士課程を修了した者又は試験を行う日の属する年度の末日までに修了する見込みである者

(イ) 学校教育法による専門職大学院の課程を修了した者又は試験を行う日の属する年度の末日までに修了する見込みである者

(ウ) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法による独立行政法人大学評価・学位授与機構から修士の学位を授与された者（旧国立学校設置法による大学評価・学位授与機構から修士の学位を授与された者を含む。）又は試験を行う日の属する年度の末日までに当該学位を授与される見込みである者

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 経験者採用試験

ア 民間企業等職務経験者 学校教育法による大学卒業程度の学力を有し、かつ、別に定める民間企業その他の団体等において、別に定める期間の職務経験を有する者を対象とする。

- イ 青年海外協力隊等活動経験者 学校教育法による大学卒業程度の学力を有し、かつ、青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして、別に定める期間の活動経験を有する者を対象とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市職員任用規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に募集を開始する競争試験について適用し、同日前に募集を行った競争試験については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の京都市職員任用規則（以下「改正前の規則」という。）第3条第2項第1号に規定する試験区分に採用され、若しくは転任し、又は当該試験区分に相当する資格を取得した者については、改正後の規則第3条第2項第1号アに規定する試験区分に採用され、若しくは転任し、又は当該試験区分に相当する資格を取得したものとみなす。
- 4 改正前の規則第3条第2項第4号に規定する試験区分に採用された者については、改正後の規則第3条第2項第4号アに規定する試験区分に採用されたものとみなす。

(人事委員会事務局任用課)